

F No. 4・7・5（丁）  
令和2年4月14日

市内介護サービス事業所・施設管理者 様

秦野市長 高橋 昌和  
(公印・契印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護サービス事業所の対応について（通知）

日頃から、当市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

このことについて、次のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症が収束し、従来の対応が可能となるまでの限定的な取扱いですのでご注意ください。

また、状況の変化に伴い、国や県から続々と通知等が発出されておりますので、事業所におかれましては、介護保険最新情報等を適宜ご確認ください。

## 1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその御家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染拡大防止対策を前提として、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

なお、感染拡大防止の観点から事業所を休業する場合は、市や指定権者へ報告の上、利用者等への丁寧な説明や代替サービスの確保といった点にご留意ください。

## 2 居宅介護支援サービスの対応について

サービス担当者会議、モニタリングについて厚生労働省からQ&Aが発出されておりますので、以下のとおり対応をお願いいたします（介護保険最新情報V o 1 . 8 1 6を参照）。

### (1) サービス担当者会議について

やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外で

の開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要である。

(2) モニタリングについて

利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能である。

※注意点

上記(1)(2)は事業所の判断により一律に訪問等を中止するものではなく、利用者の意向、状態等に合わせ、個別に必要性、緊急性等を判断し、電話やメール等の方法を選択する場合は、利用者及びその家族に対応方法をよく説明し、同意を得た上でご対応いただくものです。

また、その対応に至った経緯や説明した内容等、具体的な内容を記録に残していただく必要があります。

事務担当  
秦野市役所福祉部高齢介護課  
高齢介護計画担当 田平  
電話番号 86-6583 (直通)